

杉並区農業委員会会議規則

昭和26年8月13日
農業委員会議決

改正 昭和29年8月10日農業委員会議決 昭和32年1月21日農業委員会議決
昭和32年7月25日農業委員会議決 昭和62年3月17日農業委員会議決
平成9年3月17日農業委員会議決 平成12年3月15日農業委員会議決
平成28年2月26日農業委員会議決 令和8年6月24日農業委員会規則第1号

(会議規則)

第1条 杉並区農業委員会の会議（以下「会議」という。）は、法令に規定するものの外、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

3 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは遅滞なく会議を招集しなければならない。

(1) 在任委員の3分の1以上の者が書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求をしたとき。

(2) 区長が諮問したとき。

(小委員会の設置)

第2条の2 委員会は、必要により小委員会を設けることができる。

2 小委員会に関する事項は、会長がそのたびごとに委員会にはかつて決める。

(会議の通知及び公示)

第3条 会長は会議の日時・場所・議案その他必要な事項を定め、これを全ての委員に通知するとともに公示しなければならない。

2 前項の通知及び公示は、緊急やむを得ない場合を除き会議の日前3日までにこれをしてしなければならない。

(議長)

第4条 会長は会議の議長となり議事を整理する。

(審議事項の制限)

第5条 委員会は、第3条第1項の規定により通知及び公示した議案についてのみ審議することができる。但し、第9条の場合はこの限りでない。

(会議の成立)

第6条 会議は、在任委員の過半数が出席しなければならない。ただし、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第31条第1項の規定により会議を開くことができなくなるときは、この限りでない。

(議席の決定)

第7条 議席はあらかじめくじで決める。

(発言)

第8条 委員は、議案について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

2 委員は、発言しようとするときは議長の許可を受けなければならない。委員会の同意又は要求により会議に出席した公務員その他の者が発言しようとするときも、同様とする。

(動議の制限)

第9条 動議は、出席委員の2分の1以上の同意がなければこれを議案として審議することができない。

(議事参与の制限)

第10条 委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

(議決の方法)

第11条 委員会の議事は出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

2 裁決に当り可否を表明しない者は棄権したものとみなす。

(裁決の方法)

第12条 裁決は起立又は挙手による。但し、重要な事項については投票による。

(議事録)

第13条 会長は議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び委員会において定めた2人以上の出席委員が署名捺印しなければならない。

3 議事録は、委員会の事務所に備え付け一般の縦覧に供しなければならない。

(会議の公開)

第14条 委員会の会議は公開する。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

第15条 削除

(会長代理)

第16条 会長に事故があるときは、委員の互選した者がその職務を代理する。

2 前項の代理者はあらかじめ互選しておくことができる。

補 則

(規則の疑義)

第17条 本規則についての疑義は、その都度議長がこれを定める。

(規則の改廃)

第18条 本規則の改廃は、委員定数2分の1以上の同意がなければできない。

附 則

(規則の施行の日)

第19条 本規則は、昭和26年 8 月13日から施行する。

附 則（昭和29年 8 月10日農委議決）

この規則は、昭和29年 8 月10日から施行する。

附 則（昭和32年 1 月21日農委議決）

この規則は、公布の日から施行し、昭和31年 9 月 1 日から適用する。

附 則（昭和32年 7 月25日農委議決）

この規則は、昭和32年 7 月25日から施行する。

附 則（昭和62年 3 月17日農委議決）

この規則は、昭和62年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月17日農委議決）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月15日農委議決）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月26日農委議決）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 6 月24日農委規則第 1 号）

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。